

松戸市結婚新生活住宅支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、若年世帯の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策及び当該世帯の定住の推進を図るため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度の初日の属する年の4月1日から翌年3月末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 当該年度の初日の属する年の4月1日から翌年3月末日までの間に、婚姻を機に新たに市内に住宅を取得し、又は賃借するために要した費用のうち、当該住宅に係る取得費、賃料、共益費、敷金、礼金及び仲介手数料をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機として取得した住宅に限る。
- (3) 引越費用 前号の住居に引越しをするために要した費用のうち、引越し業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (3) リフォーム費用 当該年度の初日の属する年の4月1日から翌年3月末日までの間に、婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機として実施した場合に限る。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 当該年度の初日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの間

の新婚世帯の所得が400万円未満であること。ただし、次の場合にあっては、それぞれの計算方法により算出した金額とする。

ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職である場合 離職した者の総所得金額を0とみなして算出して得た金額

イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

- (2) 婚姻日における夫婦の年齢がともに42歳以下であること。
- (3) 申請時において、夫婦の住所が当該住宅の所在地であること。
- (4) 補助金の交付を受けた日から2年以上、本市に定住する意思があること。
- (5) 他の法令等により、国又は地方公共団体から同種の補助金交付を受けていないこと。
- (6) 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額（勤務する事業所から住居の賃料に係る手当の支給を受けている場合又は他の公的制度による家賃補助等の支給を受けている場合にあつては、当該支給分を除く。）とし、1世帯当たり600,000円を上限とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、松戸市結婚新生活住宅支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、新婚世帯の同意を得て市長が公簿等によって確認することができるときは、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 新婚世帯の住民票

- (2) 新婚世帯の当該年度の初日の属する年の前年分の課税（所得）証明書
 - (3) 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、松戸市結婚新生活住宅支援補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（請求の手續）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金交付の請求をしようとするときは、松戸市結婚新生活住宅支援補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

（令和4年度予算に係る補助金に関する特例措置）

2 令和4年度予算に係る補助金に限り、第2条第1号、第2号及び第4号に規定する対象期間に、令和4年1月1日から令和4年3月31日までを含めることができる。